

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年9月29日

【ファンド名】 フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド
(Phillip-Aizawa Trust Thai Fund)

【発行者名】 FCインベストメント・リミテッド
(FC Investment Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 リー・ワイ・リム
(Lee Wai Lim)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、
私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コン
ヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square,
Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman
Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【提出理由】

FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.) (以下「管理会社」といいます。) が管理するフィリップ - アイザワ トラスト タイファンド (Phillip-Aizawa Trust Thai Fund) (以下「ファンド」といいます。) について、2022年9月28日付で解散の決定がなされました。

よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

2022年12月30日 (償還日)

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

2022年8月末現在、ファンドの純資産総額は約200万米ドル(約2.8億円)であり、信託証書の繰上償還に関する条項に定められた純資産総額である500万米ドルを下回る状態が継続しております。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=138.63円)によります。

上記事情により、ファンドの運用方針に沿った運用の継続が困難な状況になりつつあることから、管理会社は、2006年11月10日付補遺信託証書1(j)(ii)に従い、ファンドの受益者に対する償還日の最低3か月前の書面による通知をもって、2022年12月30日にファンドを終了させることを決定しました。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2022年9月28日付の書面により、日本における販売会社(ファンドの受益証券の登録受益者)に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状